

# 土木施設アドプト事業への参加団体を募集しています

本市では、道路、河川、公園などの土木施設について、市民の皆さまと協働して快適な公共空間を創出するとともに、誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心、コミュニティ活動の醸成を目的に、土木施設の清掃を行っていただく団体を支援する「小松島市土木施設アドプト事業」を実施しており、新たな参加団体を募集しています。

なお、現在、本市で15の団体等の皆さまにアドプト事業に参加していただいています。

## アドプト制度とは

行政と市民が協定を結び、行政が整備した公共施設を市民がボランティアで清掃・美化を行い、行政がその活動を支援する制度のことです。

## 参加団体の要件は次の要件を満たす必要があります

- 市内の土木施設において清掃美化活動（年3回以上）を行うことができること。
  - 小学5年生以上の方で構成されていること。
  - ※中学生以下の場合は、保護者または監督者の方の参加が必要となります。
  - 市内に住所を有する方、市内の事業所等に勤務する方、もしくは市内の学校に在学する方が原則5名以上含まれていること。
- （例：町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、企業等）

## アドプト事業に参加するには

「参加団体届出書」「年間活動計画書」を提出し、「覚書」を市と締結していただきます。

## 対象施設

市が管理する道路、側溝、排水路、河川、公園等の土木施設

## 参加団体への市からの支援

- 清掃用具等の貸出
- ごみ袋の支給
- 参加者に対する傷害保険の加入
- 活動区域への参加団体名を記載した看板の設置



☎ 市都市整備課(市役所2階)

☎ 32・2118 / FAX 33・2104

✉ toshiseibi@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

# 戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることになりました。

## 通知が届きます

本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の通知が届きます。小松島市に本籍がある人への通知の発送は、8月下旬を予定しています。



## 振り仮名を確認しましょう

通知が届いたら、振り仮名が正しいか確認してください。  
**通知された振り仮名が正しければ、届け出は不要です。** 来年5月26日以降、順次、通知の振り仮名を戸籍に記載します。  
誤っている場合は、来年5月25日までにマイナポータルや市区町村窓口などで正しい振り仮名の届け出をしてください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

受付窓口



戸籍の振り仮名制度について最新の情報は法務省ホームページで確認することができます。

お問い合わせは  
専用コールセンター(法務省開設)

☎ 0570・05・0310 (※平日の午前8時  
30分から午後5時15分)まで



## 詐欺にご注意を!

振り仮名の届け出をするときに国や市町村に金銭を支払うよう要求することはありません。

届け出をしなくても、罰則や罰金はありません。

☎ 市戸籍住民課 (市役所1階①番窓口) ☎ 34・9024